

執筆者:

[E-mail](#) [佐藤 咲耶](#)[E-mail](#) [平家 正博](#)[E-mail](#) [閻 佳悦](#)

目次

- I はじめに
- II CBAM 導入の背景事情
- III スケジュール
- IV CBAM の適用範囲
- V 本格適用開始後(2026 年 1 月以降)の義務内容
- VI 罰則
- VII 移行期間(2023 年 10 月 1 日乃至 2025 年 12 月 31 日)における義務内容
- VIII 日本企業に求められる対策

I はじめに

欧州委員会は、2021 年 7 月に、気候変動対策の政策パッケージ「Fit for 55」¹の一環として、炭素国境調整メカニズム(Carbon Border Adjustment Mechanism)(以下「**CBAM**」という。)を導入する規則案²を発表した。その後、欧州議会と閣僚理事会とは、規則案に係るそれぞれの立場を採択した上で、三者対話により交渉を進め、2022 年 12 月 13 日、CBAM を導入する規則(以下「**CBAM 規則**」という。)について、暫定的な政治合意に達した³。CBAM 規則は、今後、欧州議会と閣僚理事会とが承認することにより成立すれば、2023 年 10 月 1 日に暫定適用が開始し、2026 年 1 月から本格適用される⁴。

CBAM は、EU 域内に輸入される一定の製品に対して、EU 製品が EU 域内排出量取引制度(以下「**EU-ETS**」という。)の下で負担する炭素コストと同等の金銭的負担を課すものである⁵。具体的には、CBAM 規則は、輸入者に対して、対象製品の生産工程における温室効果ガス排出量を申告し、CBAM 証書の購入を通じて、かかる排出量に相当する金額(ただし、EU-ETS における排出枠の無償割当て及び原産国における支払済みの炭素価格に応じて減額される。)を支払うことを義務づける⁶。したがって、

- ¹ Communication from the Commission, “Fit for 55”: delivering the EU's 2030 Climate Target on the way to climate neutrality”, COM(2021) 550 final, at <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52021DC0550>>.
- ² European Commission, Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council establishing a carbon border adjustment mechanism, COM(2021) 564 final, 14 July 2021, at <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:52021PC0564>>.
- ³ Council of the European Union, Regulation of the European Parliament and of the Council establishing a carbon border adjustment mechanism (CBAM) - Compromise text, 16060/22, 14 December 2022 (“**CBAM Regulation**”), at <<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-16060-2022-INIT/en/pdf>>.
- ⁴ CBAM Regulation, Article 36(2)(3).
- ⁵ See, CBAM Regulation, recital 29.
- ⁶ CBAM Regulation, Articles 6(1)(2) and 22(1).

EU に対して製品を輸出し、又は EU 域内において輸入製品を使用している日本企業は、当該製品が CBAM の対象製品であるか、又は将来的に CBAM の対象製品となる可能性があるかを確認し、必要な対策を採ることが求められる。

以下では、CBAM 導入の背景事情を述べた後(下記 II)、暫定的な政治合意の条文に基づき、CBAM の概要を説明し(下記 III 乃至 VII)、最後に、日本企業に求められる対策を概説する(下記 VIII)。

II CBAM 導入の背景事情

EU は、EU-ETS を始めとする気候変動対策を進めてきたが、EU 製品がそうした気候変動対策によるコストを負担する分、同様の負担がかからない輸入品に比べ、競争上不利な立場に置かれてしまう結果として、EU 域内市場において輸入品に代替され、又は、環境規制が緩い国に生産活動が移転してしまうことにより、地球全体の温室効果ガスの排出量が減少しない可能性がある⁷。こうしたカーボン・リーケージのリスクを防止するために、EU は、EU-ETS において、カーボン・リーケージのリスクが認められるセクターに対して、一定の排出枠の無償割当てを実施してきた。しかし、排出枠の無償割当ては、排出量削減のインセンティブに悪影響を与えることが懸念されていることから、排出枠の無償割当てに代わるカーボン・リーケージのリスクを防止するための新たな気候変動対策として、CBAM が提案された⁸。CBAM 規則は、①カーボン・リーケージのリスクの防止による世界的な炭素排出量の削減に加え、②第三国の生産者に対して、排出量削減のインセンティブを与えることを目的として挙げている⁹。

他方で、CBAM は、EU 産業の国際競争力を確保するという意味で、産業政策的な役割も期待されている。CBAM 規則は、カーボン・リーケージのリスクを防止する具体的な手段として、輸入品に対し、EU 製品が EU-ETS の下で負担する炭素コストと同等の金銭的負担を課す仕組みを整えているところ、こうした仕組みは、外国生産者との間のカーボン・プライシングに係るレベル・プレーイング・フィールドを実現するものとして捉えられている¹⁰。ただし、この仕組みの下では、排出量削減のために輸入品の生産者にかかる金銭的負担のうち、原産国において当該製品の排出量について支払われた金額のみが考慮され、厳格な排出規制を遵守するための設備投資に費やした金額やプロジェクト由来のクレジット等、当該製品の排出量と直接に結び付けられない金銭的負担が考慮されない可能性がある¹¹。また、そもそも、EU 製品と比べ、排出量が同じ又は少ない輸入品について金銭的負担を課すことにより、そうした輸入品を競争上不利に扱い、結果として逆方向のカーボン・リーケージを招く可能性もあり、気候変動対策としての合理性や WTO 協定整合性の観点から疑問の余地もある¹²。

III スケジュール

CBAM 規則は、2023 年 10 月 1 日から暫定適用が開始し、2025 年 12 月末までの移行期間を経て、2026 年 1 月から本格適用される。

⁷ See, CBAM Regulation, recital 8.

⁸ CBAM Regulation, Article 1(3).

⁹ CBAM Regulation, Article 1(1).

¹⁰ European Parliamentary Research Service, “EU carbon border adjustment mechanism: Implications for climate and competitiveness”, March 2023, at [https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2022/698889/EPRS_BRI\(2022\)698889_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2022/698889/EPRS_BRI(2022)698889_EN.pdf).

¹¹ 下記 V.4(1)参照。

¹² こうした議論の詳細は、西村あさひ法律事務所国際通商・投資プラクティスグループ『人権・環境・経済安全保障』(商事法務、2023 年)84-99 頁及び Sakuya (Yoshida) Sato, “EU’s Carbon Border Adjustment Mechanism: Will It Achieve Its Objective(s)?”, *Journal of World Trade*, Vol. 56(3)(2022)を参照されたい。

CBAM 規則の暫定適用及び本格適用に係る主なスケジュールは、以下のとおりである。

【表 1】 CBAM の主なスケジュール

	暫定適用	本格適用
移行期間	2023/10/01	暫定適用開始 生産者登録の申請(下記 V.6 参照) 認定検証者の申請(下記 V.3 参照)
	2024/01/31 2024/12/31	CBAM 報告書提出期限(第 1 回)(下記 VII.1 参照) 認可申告者の申請(下記 V.1 参照) 欧州委報告書(川下製品)(下記 IV.1 参照)
	2025/12/31	移行期間終了 欧州委報告書(前駆物質等)(下記 IV.1 参照)
本格適用	2026/01/01 2026/03/31	本格適用開始(→認可申告者のみ輸入可能) CBAM 証書四半期購入期限(第 1 回)(下記 V.4 参照)
	2027/05/31	CBAM 申告書の提出期限(第 1 回)(下記 V.5 参照) CBAM 証書償却期限(第 1 回)(下記 V.4 参照)
	2027/06/30	CBAM 証書買取り請求期限(第 1 回)(下記 V.4 参照)

IV CBAM の適用範囲

1. CBAM の対象製品

CBAM の対象製品は、EU 域外から輸入される、セメント、電力、肥料、鉄鋼、アルミニウム及び水素のうち、CN コード¹³で指定される製品である¹⁴。

【表 2】 CBAM の対象製品

対象製品	今後対象となる可能性がある製品・サービス
<ul style="list-style-type: none"> セメント 電力 肥料 鉄鋼 アルミニウム 水素 	<ul style="list-style-type: none"> 対象製品の前駆物質 対象製品の川下製品 カーボン・リーケージのリスクがある製品(特に、有機化学品・ポリマー) 輸送サービス <p>➡ 2030 年までに、EU-ETS の全ての対象分野に拡大目標</p>

ただし、CBAM 規則は、2030 年までに、EU-ETS の全ての対象分野に CBAM を適用することを目標として¹⁵、対象製品の範

¹³ EU が使用する、HS コードの 6 桁に下位 2 桁を加えたコード。

¹⁴ CBAM Regulation, Article 2(1) and Annex I.

¹⁵ CBAM Regulation, recital 52b.

困が拡大する可能性を示している。具体的には、欧州委員会は、少なくとも移行期間終了の 1 年前(2024 年末)までに欧州議会及び閣僚理事会に提出する報告書において、対象製品の川下製品のうち、CBAM の適用対象に含めるべき製品を特定する¹⁶。また、欧州委員会は、移行期間終了(2025 年末)前に欧州議会及び閣僚理事会に提出する報告書において、対象製品の前駆物質、カーボン・リーケージのリスクがある製品(特に、有機化学品及びポリマー)並びに輸送サービスを CBAM の適用対象とする可能性について分析する¹⁷。したがって、日本企業は、現時点で EU 域内に輸出し、又は EU 域内で使用している製品が対象製品に該当しない場合であっても、欧州委員会の報告書に係る動向を注視し、必要な対策を採ることが求められる。

また、指定された CN コードに該当しないように、本質的な特性を変更することなく、対象製品を僅かに変更した製品は、今後欧州委員会により採択される委任行為により、対象製品に含まれる可能性がある¹⁸。

2. 適用除外

CBAM 規則は、①一託送につき 150 ユーロを超えない製品、②旅行者の個人的な手荷物に含まれる 150 ユーロを超えない製品又は③軍事活動のために移動若しくは使用される製品には、適用されない¹⁹。

また、EU-ETS が適用される又は固有の排出権取引制度が EU-ETS と完全に連結されている国又は地域を原産国又は地域とする場合、対象製品に炭素価格が実効的に賦課されることを条件に、CBAM 規則が適用されない²⁰。現時点では、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー及びスイスを原産国とする製品並びにビュージンゲン、ヘリゴランド、リヴィーニョ、セウタ及びメリリャを原産地域とする製品が、CBAM 規則の適用対象から除外されている²¹。

V 本格適用開始後(2026 年 1 月以降)の義務内容

CBAM 規則の本格適用開始後(2026 年 1 月以降)は、EU 加盟国により認可を受けた CBAM 申告者(以下「認可申告者」という。)のみが、EU 域内に対象製品を輸入することができる²²。

また、対象製品の認可申告者及び生産者は、排出量の算定及び検証、CBAM 申告書の提出並びに CBAM 証書の購入に伴う事務的・金銭的負担を負うことになる。

¹⁶ CBAM Regulation, Article 30(2a).

¹⁷ CBAM Regulation, Article 30(2).

¹⁸ CBAM Regulation, Article 27(6).

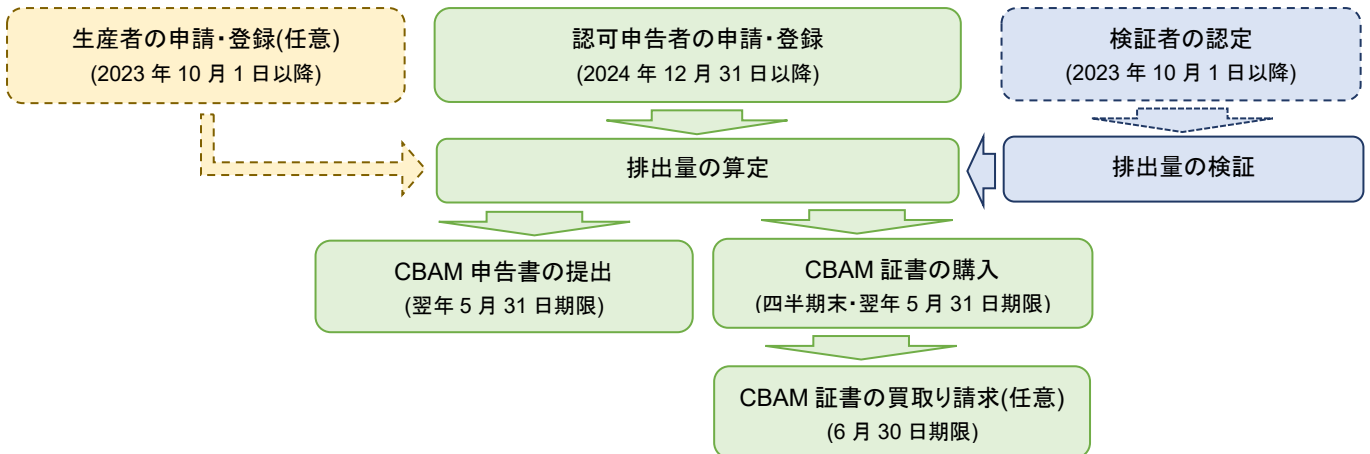
¹⁹ CBAM Regulation, Article 2(2a) and Council Regulation(EC)No 1186/2009, at <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=celex%3A32009R1186>>, Article 23.

²⁰ CBAM Regulation, Article 2(3)(5).

²¹ CBAM Regulation, Annex II, point 1. なお、電力についても適用除外が定められているが、現在、適用除外の対象となる国又は地域は、指定されていない(CBAM Regulation, Article 2(7)(8) and Annex II, point 2)。

²² CBAM Regulation, Articles 4 and 17.

【図 1】 本格適用開始後の義務内容



1. 認可申告者の申請及び登録(2024年12月31日以降)

EU 加盟国において設立された輸入者は、EU 域内に対象製品を輸入する前に、CBAM レジストリ(欧州委員会が構築する電子データベース)を通じて、認可申告者の申請を行わなければならない²³。ただし、①EU 加盟国において設立された輸入者が、間接的通関代理人を使用しており、当該間接的通関代理人が認可申告者となることに同意する場合、又は②輸入者が EU 加盟国において設立されていない場合には、間接的通関代理人が認可申告者の申請を行わなければならない²⁴。

申請が一定の基準を満たす場合、申請者は、設立国である EU 加盟国から、全 EU 加盟国において認められる認可申告者の地位を付与される²⁵。また、認可申告者は、固有の CBAM アカウント番号を割り振られ、CBAM レジストリのアカウントに対するアクセスを与えられる²⁶。

2. 対象製品に係る排出量の算定

認可申告者は、CBAM 申告書を作成し、購入及び償却する CBAM 証書の必要数を確定するために、対象製品の生産工程における排出量を算定する必要がある。

(1) 算定対象となる排出量

CBAM 規則は、対象製品の生産工程における排出量として、図 2 のとおり、直接排出量と間接排出量とを定めている²⁷。

²³ CBAM Regulation, Articles 5(1)(1b) and 14(1).

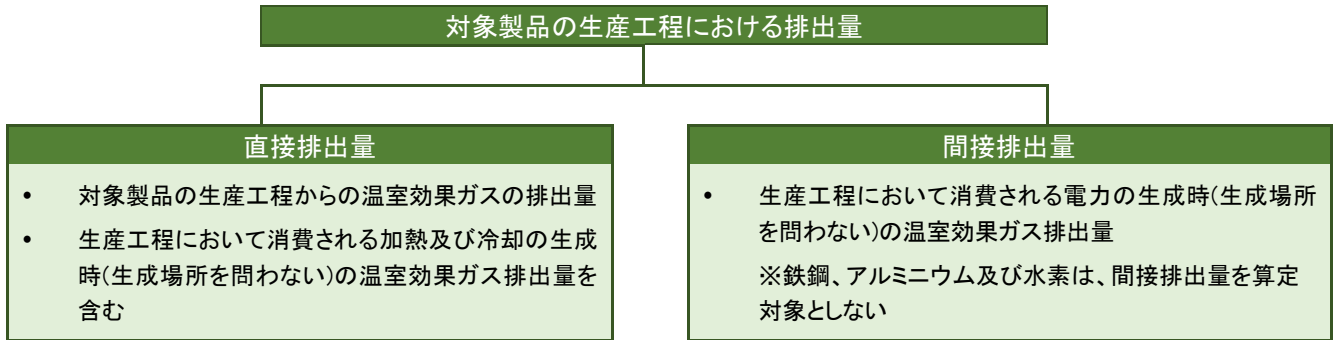
²⁴ CBAM Regulation, Article 5(1)(1a).

²⁵ CBAM Regulation, Article 17(0).

²⁶ CBAM Regulation, Articles 14(1)(2) and 16(1)(2).

²⁷ CBAM Regulation, Article 3(3)(15)(16)(28).

【図 2】 直接排出量及び間接排出量



対象製品のうち、セメント、肥料並びに電力については、直接排出量と間接排出量との双方が排出量の算定対象となる²⁸。これに対し、鉄鋼、アルミニウム及び水素については、EU 域内における間接排出量に係るコストの補償措置に鑑み、直接排出量のみが算定対象となっている²⁹。

ただし、欧州委員会は、移行期間終了(2025 年末)前に欧州議会及び閣僚理事会に提出する報告書において、鉄鋼、アルミニウム及び水素についても、間接排出量を算定対象とする可能性について分析する³⁰。また、同報告書では、対象製品の輸送における排出量を算定対象とする可能性についても、分析することとされている³¹。

(2) 電力以外の対象製品の生産工程における排出量の算定

電力以外の対象製品の生産工程における排出量のうち、直接排出量については、原則として、実際の排出量に基づき算定し、実際の排出量が十分に算定できない場合には、規定値を使用しなければならない³²。これに対し、セメント及び肥料の間接排出量については、原則として、既定値を用いて算定しなければならないが、認可申告者が一定の基準を満たすことを示した場合、実際の排出量に基づき算定することができる³³。

【表 3】 電力以外の対象製品の生産工程における排出量の算定

	鉄鋼・アルミニウム・水素	セメント・肥料	
対象排出量	直接排出量のみ	直接排出量	間接排出量
算定方法	<ul style="list-style-type: none"> 原則、実際の排出量を算定 実際の直接排出量が十分に算定できない場合、規定値を使用 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、規定値を使用 一定の基準を満たす場合、実際の排出量を使用可能 	

²⁸ CBAM Regulation, Articles 3(16) and 7(1).

²⁹ CBAM Regulation, recital 17, Article 7(1), and Annex IA.

³⁰ CBAM Regulation, Article 30(2).

³¹ CBAM Regulation, Article 30(2).

³² CBAM Regulation, Article 7(2) and Annex III, point 4.1.

³³ CBAM Regulation, Article 7(2)(3a) and Annex III, points 4.3 and 5A.

ア 実際の直接排出量を用いて排出量を算定する場合

電力以外の対象製品の生産工程における排出量は、直接排出量について実際の排出量を使用する場合、対象期間における①直接排出量と②(セメント又は肥料の場合には、)間接排出量との合計値を対象製品の生産量で除することにより算定される³⁴。その際、対象製品が、生産工程において、(今後採択される)実施行為において指定された原材料を使用している場合には、図3のとおり、③当該原材料の生産工程における排出量も、分子に加えて算定される³⁵。

【図3】 電力以外の対象製品の生産工程における排出量の算定

$$\text{排出量} = \frac{\text{直接排出量} [+ \text{間接排出量}] [+ \text{原材料の排出量}]}{\text{対象製品の生産量}}$$

注1 間接排出量は、セメント又は肥料の場合のみ、算定対象となる。

注2 原材料の排出量は、実施行為において指定された原材料の生産工程における排出量のみ、算定対象となる。

算定方法の詳細については、今後欧州委員会が採択する実施行為において定められることが予定されている³⁶。

イ 実際の直接排出量を使用できない場合

認可申告者が実際の排出量を使用して直接排出量を十分に算定できない場合、以下のいずれかの規定値が使用される³⁷。

- (a) 各対象製品について定められる輸出国別の平均排出原単位
- (b) EU-ETS における当該対象製品の品目に係る生産設備のパフォーマンス下位の平均排出原単位
- (c) 地域特性に応じて算定される規定値

具体的には、原則として、(a)各対象製品について定められる輸出国別の平均排出原単位(マークアップにより増加する。)が、規定値として使用される³⁸。ただし、輸出国の信頼できるデータが得られない場合には、(b)EU-ETS における当該対象製品の品目に係る生産設備のパフォーマンス下位の平均排出原単位が使用される³⁹。さらに、地域特性に応じたデータに基づき、地域特有の規定値が算定可能な場合には、(c)地域特性に応じた規定値が使用され得る⁴⁰。

したがって、規定値の使用が見込まれる場合、対象製品の生産者は、(b)EU-ETS における生産設備のパフォーマンス下位の平均排出原単位の適用を避けるため、必要に応じて、輸出国に対して、自国の平均排出原単位や地域特性に応じた規定値の算定に必要なデータの収集及び提供を働きかけることが考えられる。

³⁴ CBAM Regulation, Article 7(1)(2) and Annex III, points 2 and 3.

³⁵ CBAM Regulation, Article 7(1)(2) and Annex III, point 3.

³⁶ CBAM Regulation, Article 7(6).

³⁷ CBAM Regulation, Article 7(2) and Annex III, point 4.1.

³⁸ CBAM Regulation, Article 7(2) and Annex III, point 4.1.

³⁹ CBAM Regulation, Article 7(2) and Annex III, point 4.1.

⁴⁰ CBAM Regulation, Article 7(2) and Annex III, point 6.

(3) 電力の生産工程における排出量の算定

電力の排出量は、原則として、既定値を用いて決定されるが、認可申告者が一定の基準を満たすことを示した場合、実際の排出量に基づき算定することができる⁴¹。

3. 対象製品の排出量の検証

認可申告者は、CBAM 申告書において申告する対象製品の総排出量が、認定検証者により検証されたことを確保する必要がある⁴²。ただし、生産者が生産者及び生産設備に係る情報の登録を行った場合には、生産者が、登録した生産設備で生産された対象製品の排出量に係る検証を確保し、認可申告者は、当該生産者から提供される情報を使用することにより、検証確保の義務を満たすことができる(下記 6 参照)⁴³。

(1) 検証者の認定(2023 年 10 月 1 日以降)⁴⁴

EU-ETS の認定検証者は、CBAM 規則においても認定検証者とみなされる⁴⁵。また、EU 加盟国の認定機関は、申請を受けて、検証者を認定することができる⁴⁶。検証者の認定に係る条件は、今後欧州委員会が採択する委任行為において定められる⁴⁷。

認定検証者が排出量を検証する際には、原則として生産設備を訪問する必要があることから⁴⁸、対象製品の生産者は、本格適用開始前に、排出量の検証を依頼することのできる認定検証者を探し、EU 域外の機関も認定検証者として認められる場合には、必要に応じて、自国の既存機関に対して、認定検証者の申請を行うよう働きかけることが考えられる。

(2) 認定検証者による検証

認定検証者は、原則として生産設備を訪問し、検証を行った上で、検証報告書において、対象製品の排出量を確定し、検証に係る全ての問題を特定し、附属書に定められた情報を記載しなければならない⁴⁹。生産設備の訪問が免除される場合等、認定検証者が行う検証の詳細は、今後欧州委員会が採択する実施行為により定められることが予定されている⁵⁰。

⁴¹ CBAM Regulation, Article 7(3) and Annex III, point 5.

⁴² CBAM Regulation, Article 8(1).

⁴³ CBAM Regulation, Articles 8(2) and 10(5)(7).

⁴⁴ 検証者の認定に係る規定は、2023 年 10 月 1 日から適用されるが、検証者の認定の条件は、今後採択される委任行為により規定されることが予定されていることから(CBAM Regulation, Articles 18(2)(3) and 36(1))、実際には、2023 年 10 月 1 日より後に、認定検証者の申請が開始する可能性がある。

⁴⁵ CBAM Regulation, Article 18(1).

⁴⁶ CBAM Regulation, Article 18(2).

⁴⁷ CBAM Regulation, Article 18(3).

⁴⁸ CBAM Regulation, Article 8(1)(3) and Annex V.

⁴⁹ CBAM Regulation, Article 8(1) and Annex V.

⁵⁰ CBAM Regulation, Article 8(3).

4. CBAM 証書の購入、償却及び買取り請求

(1) CBAM 証書の購入(毎四半期末及び翌年 5 月 31 日まで)

認可申告者は、以下の期日までに、欧州委員会が運営するプラットフォームにおいて、設立国である EU 加盟国の当局から必要数の CBAM 証書を購入し、CBAM レジストリに揃えておかなければならない⁵¹。

- (a) 毎四半期末までに、年初から輸入した対象製品の総排出量(規定値に基づき算定した排出量)の 80%に相当する CBAM 証書
- (b) 翌年 5 月 31 日までに、一年間に輸入した対象製品の総排出量に相当する CBAM 証書(ただし、原産国における支払済みの炭素価格及び EU-ETS における排出枠の無償割当てに応じた削減分を除く。)

CBAM 証書の販売に係る詳細は、今後欧州委員会が採択する委任行為により定められる⁵²。

ア 原産国における支払済みの炭素価格

「炭素価格」は、①炭素排出削減措置に基づき、税、賦課金、料金又は温室効果ガス排出量取引制度に基づく排出枠のいずれかの形態で、原産国において支払われ、②当該炭素排出削減措置の対象となり、かつ対象製品の生産時に排出された温室効果ガスについて算定された金額を指す⁵³。また、原産国における支払済みの炭素価格として、CBAM 証書の必要数を削減するためには、原産国で利用可能なレポートその他の形態の補償で炭素価格の引き下げにつながるものを考慮し、かかる炭素価格が実効的に支払われたことが必要となる⁵⁴。

原産国において支払済みの炭素価格は、あくまでも、「対象製品の生産時に排出された温室効果ガスについて算定された金額」に限定されていることから、日本企業が温室効果ガス削減を目的とした諸制度の下で負担している金額や温室効果ガス削減のための自主的な取り組みの一環としての支出が、どこまで「炭素価格」として認められるかは、不透明である。実際、そうした金銭的負担が、温室効果ガス削減目的で徴収され、排出量の削減に寄与したことが認められ、又は排出量削減目標に対する超過排出分について支払ったものであったとしても、①税、賦課金、料金又は温室効果ガス排出量取引制度に基づく排出枠のいずれかの形態でなければ、「炭素価格」に該当せず、いずれかの形態であったとしても、②対象製品の生産時に排出される温室効果ガスとの結び付きを示すことができなければ、「炭素価格」として認められない可能性がある。また、こうした「炭素価格」として認められる範囲次第で、日本製品の生産工程における排出量が、競合する EU 製品や他国からの輸入品と比べ少ない場合であっても、相対的に重い金銭的負担を強いられる可能性もある。したがって、EU に対象製品を輸出し、又は EU 域内で対象製品を使用する日本企業は、対象製品について、「炭素価格」として認められ得る金銭的負担を整理し、当該金銭的負担が実際に「炭素価格」として認められるべく、必要に応じて、輸出国や EU 諸機関に対して働きかけを行うことが考えられる。

イ EU-ETS における排出枠の無償割当てに応じた削減分

CBAM は、EU-ETS における排出枠の無償割当てに代わるものとして構想されているところ⁵⁵、EU-ETS における排出枠の無償割当てが、2026 年から段階的に削減され、2034 年に廃止されることに伴い、EU-ETS における排出枠の無償割当てに応じた

⁵¹ CBAM Regulation, Article 20(3).

⁵² CBAM Regulation, Articles 20(0) and 22(1)(2).

⁵³ CBAM Regulation, Article 3(23).

⁵⁴ CBAM Regulation, Article 9(1).

⁵⁵ CBAM Regulation, Article 1(3).

CBAM 証書の削減数も、段階的に減少し、2034 年にゼロとなることが予定されている⁵⁶。EU-ETS における排出枠の無償割当てに応じた CBAM 証書の削減数の算定については、今後欧州委員会が採択する実施行為において詳細が定められることが予定されている⁵⁷。

ウ CBAM 証書の価格

CBAM 証書の価格は、前週の EU-ETS 排出枠オークションの終値の平均価格に紐づけられる⁵⁸。価格の算定方法等の詳細は、今後欧州委員会が採択する実施行為により定められることが予定されている⁵⁹。

(2) CBAM 証書の償却(翌年 5 月 31 日まで)

認可申告者は、前年に輸入した対象製品の総排出量に相当する CBAM 証書(ただし、原産国における支払済みの炭素価格及び EU-ETS における排出枠の無償割当てに応じた削減分を除く。)(上記(1)(b)に相当する。)を、翌年 5 月 31 日までに償却しなければならない⁶⁰。認可申告者は、かかる償却のために、CBAM レジストリのアカウントにおいて、必要数の CBAM 証書を揃える必要があり(上記(1)参照)、償却対象の CBAM 証書は、欧州委員会により、CBAM レジストリから削除される⁶¹。

(3) CBAM 証書の買取り請求(6 月 30 日まで)

認可申告者は、償却後に残る CBAM 証書について、6 月 30 日までに、前年の購入数の 3 分の 1 を上限として、購入価格で買取りを請求できるが⁶²、前々年の購入分は、欧州委員会により、金銭的な補償なしに CBAM レジストリから削除される⁶³。

5. CBAM 申告書の提出(翌年 5 月 31 日まで)

認可申告者は、翌年 5 月 31 日までに、EU 加盟国の当局に対して、以下の内容を含む CBAM 申告書を提出しなければならない⁶⁴。

⁵⁶ European Parliament, “Climate change: Deal on a more ambitious Emissions Trading System (ETS)”, 18 December 2022, at <<https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20221212IPR64527/climate-change-deal-on-a-more-ambitious-emissions-trading-system-ets>>. See also, CBAM Regulation, recital 11 and Article 31(1).

⁵⁷ CBAM Regulation, Article 31(2).

⁵⁸ CBAM Regulation, Article 21(1)(2). 欧州委員会が算定した各週の EU-ETS 排出枠オークションの終値の平均価格(当該週にオークションが開催されなかった場合には、前週の EU-ETS 排出枠オークションの終値の平均価格)は、翌週の最初の営業日に公表され、翌営業日から次の週の最初の営業日まで適用される(同上)。

⁵⁹ CBAM Regulation, Article 21(3).

⁶⁰ CBAM Regulation, Article 22(1).

⁶¹ CBAM Regulation, Article 22(1).

⁶² CBAM Regulation, Article 23(1)(2)(3).

⁶³ CBAM Regulation, Article 24.

⁶⁴ CBAM Regulation, Article 6(1)(2).

- (a) 一年間に輸入した対象製品の総量
- (b) 一年間に輸入した対象製品の総排出量
- (c) (b)に相当するCBAM 証書の総数(ただし、原産国における支払済みの炭素価格及びEU-ETSにおける排出枠の無償割当てに応じた削減分を除く。)
- (d) 認定検証者による検証報告書の写し

原産国における支払済みの炭素価格に基づくCBAM 証書の必要数の削減は、CBAM 申告書において請求する必要がある⁶⁵。認可申告者は、①申告した排出量が原産国における炭素価格の対象であることを示す文書であって、認可申告者及び原産国の当局から独立した者による認証を受けたもの並びに②炭素価格の支払証明を4年間保管しなければならない⁶⁶。したがって、EUに対象製品を輸出する日本企業は、まずは、「炭素価格」として整理する金銭的負担について、これらの文書を揃えることができるかを確認する必要がある。

CBAM 申告書に係る詳細は、今後欧州委員会が採択する実施行為において定められることが予定されている⁶⁷。

6. 生産者の申請・登録(2023年1月1日以降)

対象製品の生産者は、申請により、CBAM レジストリにおいて、当該生産者及び生産設備に関する情報を登録することができる⁶⁸。

生産者は、かかる登録を行った場合、以下の義務を負う⁶⁹。

- (a) 登録した生産設備で生産される各対象製品の排出量の決定
- (b) 認定検証者による(a)の排出量の検証の確保
- (c) 検証報告書及び排出量の算定情報の保管(検証の実施から4年間)

生産者が上記排出量の検証に係る情報を認可申告者に開示した場合、認可申告者は、当該情報を使用することにより、検証確保の義務を満たすことができる⁷⁰。したがって、対象製品の生産者は、登録を行い、自ら認定検証者に対して排出量の検証を依頼することにより、認可申告者において発生するコストを抑制できる可能性がある。

VI 罰則

EU 加盟国の当局は、以下の場合に、制裁金を課す⁷¹。

⁶⁵ CBAM Regulation, Article 9(1).

⁶⁶ CBAM Regulation, Article 9(2)(3).

⁶⁷ CBAM Regulation, Article 6(6).

⁶⁸ CBAM Regulation, Article 10(1).

⁶⁹ CBAM Regulation, Article 10(5).

⁷⁰ CBAM Regulation, Article 10(7).

⁷¹ CBAM Regulation, Article 26(1)(2)(3).

- 認可申告者が、期限までに必要数の CBAM 証書を償却しなかった場合、償却すべきであった CBAM 証書の数について、EU-ETS 指令が定める超過排出量に対する制裁金(€100/t-CO₂を基準として、欧州消費者物価指数に基づき増額される。)と同額の制裁金
- 認可申告者以外の者が、CBAM 規則の義務に違反して、対象製品を EU 域内に輸入した場合、EU-ETS 指令が定める超過排出量に対する制裁金の 3 乃至 5 倍の額の制裁金

また、上記制裁金が期間内に支払われなかった場合、EU 加盟国の当局は、当該加盟国の法令に基づき利用可能なあらゆる手段により、支払を確保する⁷²。

さらに、認可申告者が、四半期末に必要な数の CBAM 証書を確保する義務又は翌年 5 月 31 日までに CBAM 証書を償却する義務(上記 V.4 参照)について、重大な又は繰り返し違反を行った場合には、認可申告者の地位を取り消される⁷³。

VII 移行期間(2023 年 10 月 1 日乃至 2025 年 12 月 31 日)における義務内容

2023 年 10 月 1 日乃至 2025 年 12 月 31 日の移行期間中は、輸入者(又は間接的通関代理人)⁷⁴に対して、EU 域内に輸入する対象製品について、報告義務のみが課される。すなわち、移行期間中は、対象製品の輸入者(又は間接的通関代理人)は、金銭的負担を求められることはないが、報告書の作成及び提出に係る事務的負担が発生し、対象製品の生産者も、当該報告書の作成に必要な情報を収集する必要がある。

1. CBAM 報告書の提出(四半期終了後 1 ヶ月以内)

対象製品の輸入者(又は間接的通関代理人)は、2023 年 10 月 1 日乃至 2025 年 12 月 31 日の各四半期終了後 1 ヶ月以内に、欧州委員会に対して、四半期中に輸入した対象製品に係る以下の情報を記載した CBAM 報告書を提出しなければならない⁷⁵。

- (a) 各対象製品の総量
- (b) 対象製品の実際の総直接排出量
- (c) 対象製品の総間接排出量
- (d) 対象製品の排出量に係る原産国における支払済みの炭素価格

CBAM 報告書に係る詳細は、今後欧州委員会が採択する実施行為において定められることが予定されている⁷⁶。

⁷² CBAM Regulation, Article 26(5).

⁷³ CBAM Regulation, Article 17(9).

⁷⁴ 加盟国において設立された輸入者が、間接的通関代理人を使用し、当該間接的通関代理人が報告義務を負うことに同意する場合、又は輸入者が EU 加盟国において設立されていない場合には、間接的通関代理人が、輸入者の代わりに報告義務を負う(CBAM Regulation, Article 32)。

⁷⁵ CBAM Regulation, Article 35(1)(2).

⁷⁶ CBAM Regulation, Article 35(6).

2. 罰則

CBAM 報告書が不完全又は不正確である場合、輸入者は、欧州委員会から連絡を受けた EU 加盟国の当局から、報告書の修正に必要な追加のデータ及び情報の通知を受け、制裁金を課される可能性がある⁷⁷。

VIII 日本企業に求められる対策

本稿で述べたとおり、対象製品の輸入者及び生産者は、移行期間中から、CBAM 報告書を作成するために、排出量の算定等に係る事務的負担を負うことになる。また、CBAM の本格適用後は、検証の確保等により事務的負担が増加するとともに、CBAM 証書の購入により、金銭的負担が発生する。したがって、EU 域内に製品を輸出し、又は EU 域内において輸入製品を使用している日本企業は、こうした金銭的・事務的負担の影響を精査し、必要な対策を採ることが求められる。

1. EU 域内に製品を輸出する日本企業に求められる対策

EU 域内に製品を輸出する日本企業は、EU 域内に輸出する製品が対象製品に該当するか、又は将来的に対象製品に含まれる可能性があるかを確認し(上記 IV.1 参照)、対象製品該当性が認められる場合には、以下の対策を採ることが考えられる。

- 排出量の算定方法(モニタリングシステムを含む。)を確認し(上記 V.2 参照)、生産者及び生産設備に係る情報の登録(任意)を検討する(上記 V.6 参照)。さらに、規定値を使用する可能性も視野に入れて、必要に応じて、輸出国に対して、自国の平均排出原単位及び地域特性に応じた規定値の算定に必要なデータの収集及び提供を働きかける(上記 V.2.(2)イ)。
- 排出量の検証を依頼することのできる認定検証者を探し、必要に応じて、既存機関に対して、認定検証者の申請を行うよう働きかける(上記 V.3(1)参照)。
- 対象製品について、「原産国における支払済みの炭素価格」として認められる可能性がある金銭的負担を整理した上で、必要な文書を確保できるかを確認し、必要に応じて、輸出国や EU 諸機関に対して働きかける(上記 V.4 及び 6 参照)。

CBAM の詳細は、今後欧州委員会が採択する実施行為や委任行為において定められることが予定されているから、上記対策を採るためには、定期的にこうした情報を確認することが望ましい。また、排出量の算定については、その詳細が公表される前に、EU-ETS における算定方法を参考にして準備を進めることも考えられる。

2. EU 域内において輸入製品を使用する日本企業に求められる対策

EU 域内において輸入製品を使用する日本企業は、EU 域内で使用する製品が対象製品に該当するか、又は将来的に対象製品に含まれる可能性があるかを確認し(上記 IV.1 参照)、対象製品該当性が認められる場合には、以下の対策を採ることが考えられる。

- EU 加盟国で設立された輸入者として、自ら認可申告者の申請を行い、又は輸入者若しくは間接的通関代理人が認可申告者の申請を行うことを確認する(上記 V.1 参照)。
- 自ら認可申告者となる場合には、生産者が必要な情報を収集できることを確認し(上記 V.2 参照)、排出量の検証を依頼することのできる認定検証者を探す(上記 V.3 参照)。また、必要に応じて、対象製品の生産者に対して、生産者登録(任意)を行うよう促す(上記 V.6 参照)。
- 対象製品の生産者との間で、CBAM により生ずるコスト及びその負担者を確認し、必要に応じてサプライヤーやサプライチェーンを見直す。

CBAM の詳細は、今後欧州委員会が採択する実施行為や委任行為において定められることが予定されているから、対象製品

⁷⁷ CBAM Regulation, Article 35(4a)(5)(5a).

の輸出者の場合と同様、定期的にこうした情報を確認することが望ましい。

CBAM 規則の概要

<p>対象製品</p>	<p>EU 域内に輸入される、電気、セメント、肥料、鉄鋼、アルミニウム及び水素</p> <p>※今後、前駆物質、川下製品、有機化学品・高分子材料等のカーボン・リーケージのリスクがある製品及び輸送サービスに拡大の可能性</p> <p>※2030 年までに EU-ETS の全ての対象分野に拡大目標</p>
<p>移行期間 (2023/10/01-)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>四半期終了後 1ヶ月以内に、以下の報告義務</u> <ul style="list-style-type: none"> (a) 四半期の間に輸入した対象製品の総量 (b) 当該対象製品の実際の総直接排出量 (c) 当該対象製品の総間接排出量 (d) 当該対象製品に係る原産国における支払済みの炭素価格 ● 報告義務に違反した場合、制裁金を課される可能性がある
<p>本格適用開始後 (2026/01/01-)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>毎四半期末までに、年初から輸入した対象製品の総排出量の 80%に相当する CBAM 証書の購入義務</u> ● <u>翌年 5 月 31 日までに、一年間に輸入した対象製品の総排出量に相当する CBAM 証書の購入・償却義務</u> ● <u>翌年 5 月 31 日までに、以下の報告義務</u> <ul style="list-style-type: none"> (a) 一年間に輸入した対象製品の総量 (b) 一年間に輸入した対象製品の総排出量 (c) (b)に相当する CBAM 証書の総数 (d) 認定検証者による検証報告書の写し ● 義務違反の場合、以下の制裁金が課される <ul style="list-style-type: none"> ✓ 認可申告者による償却義務違反: 償却すべきであった数の CBAM 証書につき、制裁金 (€100/t-CO₂ +α) ✓ 認可申告者以外による CBAM 規則の義務に違反した対象製品の輸入: 償却すべきであった数の CBAM 証書につき、3-5 倍の制裁金
<p>日本企業に 求められる 主な対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>EU 域内に製品を輸出している場合</u> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 対象製品該当性を確認 ✓ 排出量の算定方法(モニタリングシステムを含む。)を確認し、生産者登録を検討 ✓ 認定検証者を探す ✓ 原産国における支払済みの炭素価格を整理 ● <u>EU 域内において輸入製品を使用している場合</u> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 対象製品該当性を確認 ✓ 認可申告者の申請又は輸入者若しくは間接的通関代理人が申請を行うことを確認 ✓ 自ら認可申告者となる場合には、生産者が必要な情報収集をできることを確認し、認定検証者を探す ✓ 対象製品の生産者との間で、CBAM により生ずるコスト及びその負担者を確認し、必要に応じて、サプライヤーやサプライチェーンを見直す

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 